

愛媛県内企業 短期人材マッチング支援事業

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響による労働需要の不均衡を解消するため、愛媛県より受託し雇用維持を希望する企業と短期人材の確保を希望する企業の出向契約のマッチング支援を行っております。支給要件を満たした場合、産業雇用安定助成金を利用いただけます。

雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討される企業を支援します



オンライン出向相談

毎月第3
水曜日
・13:30～
・15:00～

社会保険労務士による
「オンライン出向相談」

対象 愛媛県内の事業者

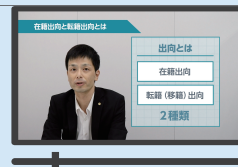
「在籍型出向ではどのような準備が必要か」
「出向時の社会保険・労働保険の負担はどうか」
「出向に関する就業規則の整備は」など

※相談は1事業者2回まで可能です。
※各回1事業者・1時間までです。
※都合により開催日が変更となる場合があります。

オンライン
出向講座
公開中!

在籍型出向の概要をまとめた
「セミナー動画」

愛媛県内企業
短期人材マッチング支援サイトにて



YouTubeで公開

「失業なき労働移動」を支援する専門機関
「(公財) 産業雇用安定センター愛媛事務所」と共同でマッチング支援を行います。

「産業雇用安定助成金」については
裏面をご確認ください。

マッチング支援のお問い合わせ・お申し込みは、WEBまたは電話で

(愛媛県内企業短期人材マッチング支援事業受託者)
伊予鉄総合企画株式会社
営業本部 広告部

089-913-7878
FAX: 089-913-7778 [平日 9:00~18:00]

雇用シェア 愛媛

<https://koyoshare-ehime.jp/>



「産業雇用安定助成金」のご案内

助成金の対象となる「出向」

対象・前提

- 雇用調整を目的とする出向が対象です。
(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)
- 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は、元の事務所に戻って働くことが前提です。

その他要件

- 出向元と出向先が、親子・グループ間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
- 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。などの要件があります。
※令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成金の特徴

01 出向元・出向先ともに助成金が受けられます。

出向元事業主 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

出向先事業主 当該労働者を受け入れる事業主

02 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります。

1 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業 (※1)	中小企業 以外 (※1)
出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行なっている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

2 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、**出向の成立に要する措置を行なった場合に助成**します。(※2)

	出向元 / 出向先
助成額	各 10 万 / 1 人あたり (定額)
加算額(※3)	各 5 万 / 1 人あたり (定額)

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、こちらに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」（厚生労働省作成）をご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。

産業雇用安定助成金



マッチング支援をご希望の方は、伊予鉄総合企画株式会社（詳しくは表面）へお問い合わせ・お申し込みください。

愛媛県外からのIT人材獲得を支援！

人材紹介事業者等に支払う手数料を

最大

75万円

補助します！

補助率
1/2

令和4年度

愛媛県県外IT人材マッチング支援事業費補助金

● 目的

県内企業が専門的な知見や能力を有するIT人材を県外から誘致し、DXの推進や経営課題の解決につなげることで、県内産業の更なる活性化を図ることを目的としています。

【補助対象経費】

県外在住のIT人材（※1）を雇用するため
人材紹介事業者等に支払うマッチング経費（※2）
（ただし、令和4年6月1日以降に、県外からIT人材を雇用するために、人材紹介事業者等との契約を締結し、当該IT人材との雇用契約に至った場合に限る）

【対象企業】

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する中小企業等
（ただし、以下の場合に限ります。）
①県内に本社を有する企業については、県外IT人材を正社員として雇用する場合
②県外に本社があり、県内に支店、支社、事務所等を有する企業については、県外IT人材を県内の事業所に原則3年以上所属する正社員として雇用する場合）

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。詳細は県HP掲載の交付要綱を御参照ください。

※1 県外IT人材 ▶ 県外在住で、IT企業や会社の情報システム部門においてIT業務に1年以上携わった経験・実績のあるエンジニア

※2 マッチング経費 ▶ 雇用契約の締結後、人材紹介事業者等に支払う成功報酬型の手数料

● 募集期間

令和4年6月1日（水）～令和5年1月31日（火） ※予算の上限（7,500千円）に達した場合は募集を終了します

● 補助事業の流れ

人材紹介事業者等との契約
（令和4年6月1日以降）

県外IT人材との雇用契約締結

補助金交付申請
（雇用契約15日以内）

人材紹介事業者等へのマッチング経費支払い

実績報告書提出

補助金交付

事業内容の詳細やお問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課（松山市一番町四丁目4番地2）
TEL：089-912-2506 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
HP：https://www.pref.ehime.jp/h30580/itjinzai_hojokin04.html

